甲武信ユネスコエコパークロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、甲武信ユネスコエコパークの理念を広く普及させるとともに、地域の 一体感を表す特徴として作成した「甲武信ユネスコエコパーク」ロゴマーク(以下「ロゴ マーク」という。)の適正な使用を確保し、及び普及を促進するため必要な事項を定める ものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用者)

- 第3条 ロゴマークは、次に掲げる者に限り使用できる。
 - (1) 甲武信ユネスコエコパーク推進協議会及びその構成自治体並びに関係する行政機関
 - (2) 甲武信ユネスコエコパークに関係する商品又はサービスを販売し、又は提供する者
 - (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道・メディア関係者
 - (4) 構成自治体が必要と認める者

(使用の手続等)

- 第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ甲武信ユネスコエコパーク協議会 長(以下「協議会長」という。)の承認を受けるものとする。ただし、甲武信ユネスコエコパーク推進協議会の構成自治体及び関係する行政機関が非営利目的で使用する場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に、使用デザイン案、誓約書、団体の存在や事業運営の基礎を明らかにする書類を添付して協議会長に申請する ものとする。
- 3 前項の規定による申請は、申請者の住所又は所在地が甲武信ユネスコエコパーク推進 協議会の構成市町村の区域内にある場合は、当該市町村を経由するものとする。
- 4 前項の規定により申請書の提出を受けた市町村は、副申書(様式第2号)により協議会長へ副申するものとする。

(ロゴマークの使用)

第5条 ロゴマークは、別紙利用マニュアルに則って使用しなければならない。

(使用媒体)

第6条 ロゴマークを使用する媒体は、制限しない。

(承認基準)

- 第7条 協議会長は、第4条第2項の申請があった場合は、内容を審査し、次に掲げる不適切な使用例に該当するものを除き承認するものとする。
- (1) 甲武信ユネスコエコパークの理念や活動に反するなど、甲武信ユネスコエコパーク 推進協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合
- (3) 甲武信ユネスコエコパークの概要や理念、活動に対する誤解を招くおそれがある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 特定の政治活動、宗教活動を支援又は公認しているとの誤解を与え、又は与えるお それがある場合
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6項に規定する暴力団員 をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が使用する場合
- 2 協議会長は、ロゴマークの使用を承認したときは使用承認通知書(様式第3号)により、 承認しないこととしたときは使用不承認通知書(様式第4号)により、前項の審査の結果 を第4条第2項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 協議会長は、使用の承認に当たっては、条件を付すことができる。

(メッセージの付記)

第8条 第3条第2号又は第4号に該当し第4条第1項の承認を受けた者は、ロゴマークの使用に当たっては、ロゴマークと併せて別に定めるメッセージを表示しなければならない。この場合において、ロゴマークとメッセージの併記が困難であるときは、併記に代えて、別の措置をとることができる。

(使用物の提出)

- 第9条 第7条第2項の規定により使用承認通知書(様式第3号)を受領した者及び第4条 第1項ただし書の規定により協議会長の承認を受けずにロゴマークを使用する者(以下「ロゴマーク使用者」という。)は、ロゴマーク使用対象物の完成後、速やかに1点を協議会長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が難しいと認められる場合は、写真の提出をもって代えることができる。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

(使用期限)

第10条 第7条第1項の承認を受けたロゴマークの使用期限は、設けない。 ただし、ロゴ

マーク使用者は、使用承認を受けた日又は使用を開始した日(第4条第1項ただし書の規定により承認を受けずに使用する場合に限る。)(これらの日が月の初日以外の日である場合にあっては、これらの日の属する月の初日)から起算して5年毎に、5年を経過した日から1月以内に、協議会長に使用定期報告書(様式第5号)を提出してロゴマークの使用状況を報告しなければならない。

- 2 ロゴマーク使用者は、ロゴマークを使用しなくなった場合は、使用廃止届(様式第6号)を協議会長に提出しなければならない。
- 3 第4条第3項の規定は、前2項の提出について準用する。

(承認の取り消し)

第11条 協議会長は、ロゴマークの使用がこの要領の趣旨に合わないと認めたときは、使 用承認を取り消すことができる。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマーク使用者の責任)

- 第13条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任を負うものとする。
- 2 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関して問題が発生した場合には速やかに協議会長に報告するとともに、対策を講じなければならない。
- 3 第4条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、協議会 長とロゴマーク使用者が協議して別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。